

危険物船舶運送及び貯蔵規則

1. 案内情報

- ① 手続名 : 放射性物質等輸送容器及びその使用方法に関する承認
- ② 手続根拠 : 危険物船舶運送及び貯蔵規則第88条第1項
- ③ 手続対象者 : 容器所有者
- ④ 提出時期 : 特になし
- ⑤ 提出方法 : 申請書を国土交通省海事局検査測度課へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : 危険物船舶運送及び貯蔵規則第114条
- ⑦ 添付書類・部数 : 安全解析書等（詳しくは、国土交通省海事局検査測度課へお問い合わせ下さい。）
- ⑧ 申請書様式 : 国土交通省海事局検査測度課へお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 国土交通省海事局検査測度課へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 国土交通省海事局検査測度課
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 国土交通省海事局検査測度課

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 危険物船舶運送及び貯蔵規則
- ② 標準処理期間 : 6月
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。